

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認規定

第1条〔本規程の目的〕

本規程は、財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程第177条にもとづき、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。

第2条〔本制度の目的〕

- 本制度はサッカーの競技に適した人工芝を敷設したピッチを公認し、競技者がより快適にプレーできる環境を提供する
1. ことを目的とする。
 2. 本制度により定める基準は、人工芝及びピッチのサッカー競技への適合性を判断することを目的とする。

第3条〔人工芝に関する条件〕

公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝を敷設しなければならない。

第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕

製品検査（ラボテスト）を受けようとする者は下記書類を本協会に提出する。尚、人工芝のサンプルは2の検査機関へ提出し、検査費用（実費）を負担するものとする。

1. 申請書類

a [JFA 製品検査申請書（様式1）](#)

b [ロングパイル人工芝製品仕様（様式2）](#)

c 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類）

2. サンプル

a 人工芝試験片（1m×1mを2枚）

b 充填物

製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて

2. 実施する。
3. 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
4. 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。
5. 申請者は国内に事業所を有する企業とする。

第5条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

1. 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。
2. 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。
3. 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
4. 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
5. 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設管理者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等に

より、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第 6 条〔公認の申請〕

1. 公認を受けようとする者は、本協会に下記の書類を提出し、検査費用(実費)を負担するものとする。

1. [JFA ピッチ公認申請書\(様式 3\)](#)
2. 製品検査完了証明書(写)
3. 工程表(人工芝敷設を含むもの)
4. 人工芝ピッチ平面図

2. 公認は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。

3. 検査(フィールドテスト)は指定検査機関に本協会が委託して実施する。

4. 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。

5. 申請者は施設所有者とする。

第 7 条〔公認の結果〕

1. 指定検査機関の検査(フィールドテスト 2 回)の結果については本協会から申請者に通知する。

2. 本協会は公認された施設所有者に対して公認証を発行する。

3. 公認されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第 8 条〔公認料〕

公認された申請者は本協会に対して 30 万円(別途消費税)の公認料を支払うものとする。

第 9 条〔公認の有効期間〕

公認の有効期間は公認証の発行を受けた日より 3 年とする。

第 10 条〔公認の更新〕

1. 公認の更新を希望する申請者は公認期限の 4 ヶ月前の月末までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。尚、期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。提出なき場合、更新を希望しないものとみなし、原則として公認を取り消すものとする。

- ・ [JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書\[様式 3\(1/3\)のみ\]](#)
- ・ [JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書\(様式 4\)](#)

2. 公認の更新を希望する申請者は、申請後から公認期限までに検査(フィールドテスト 1 回)を受けるものとし、検査費用(実費)を負担するものとする。

3. 公認の更新は本協会施設委員会が所管・審査し、理事会が承認する。

4. 検査(フィールドテスト)は指定検査機関に本協会が委託して実施する。

5. 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。

6. 申請者は施設所有者とする。

第 11 条〔公認の更新結果〕

1. 指定検査機関の検査(フィールドテスト)の結果については本協会から申請者に通知する。

2. 本協会は更新された施設所有者に対して公認証を発行する。

3. 公認の更新されたピッチには本協会の定めるところに従い、公認に関する表示をしなければならない。

第 12 条〔公認の更新料〕

公認が更新された申請者は本協会に対して 10 万円(別途消費税)の公認料を支払うものとする。

第 13 条〔公認の更新有効期間〕

公認の更新有効期間は旧公認証の有効期限の翌日より 3 年とする。

第 14 条〔公認の期間中改修工事〕

公認(更新)期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

第 15 条〔保守管理〕

1. 公認(更新)を受けた施設所有者は、公認の有効期間中、ピッチ及び人工芝の保守管理を継続し、ピッチ及び人工芝の品質を保持しなければならない。
2. 公認(更新)を受けた施設所有者は、適切な散水態勢をとり、ピッチ上の温度管理に留意するとともに、選手及び関係者に対し、休憩時間の確保、水分の補給等につき指導しなければならない。

第 16 条〔公式試合の実施〕

公認(更新)を得た「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施については別途定めるところによる。

第 17 条〔免責〕

1. 本協会は、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
2. ピッチ及び人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、施設所有者が一切の責任を負うものとする。

第 18 条〔違反の効果〕

1. 公認(更新)を受けた施設所有者が本規程に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取消、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。
2. 前条の措置をとる場合には、対象となる施設所有者の聴聞を実施するものとする。

第 19 条〔改正〕

この規程の改正は本協会 理事会の決議に基づきこれを行う。

第 20 条〔施行〕

本規程は、平成 15 年 10 月 19 日から施行する。

本規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。